

令和6年 第7回  
喜茂別町農業委員会総会 議事録  
(令和6年10月29日 開催)

公表用

喜茂別町農業委員会

## 喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月29日（火曜日）午後6時00分 開会  
午後6時50分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理者	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	小 熊 英 実
	4番	渡 辺 雄 一
	5番	齊 藤 信 一
	6番	鷹 羽 欣 司
	7番	越 後 功
	8番	小 出 浩一郎

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名
第2	会期の決定
第3 報告第1号	農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告について
第4 報告第2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第5 議案第1号	農地法第2条第1項の規定による農地判定について
第6 議案第2号	現況証明願書について
第7 議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
第8 議案第4号	地域農業地域基盤強化促進計画（地域計画）における目標地図の素案の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	大 元 真
係 長	大 平 菜 央
主 任	大 迫 尚 樹
主 事	加 藤 美 空

## 7. 会議の概要

・午後6時00分 開会

議 長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより、令和6年第7回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において齊藤信一委員、鷹羽欣司委員の両名を指名いたします。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3、報告第1号、農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●報告第1号 農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告について</p> <p>報告第1号、農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告についてご説明いたします。</p> <p>農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては、8月28日に各委員に調査ファイルを配付し行っていただきました。その調査結果をもとに報告第1号別紙記載のとおり取りまとめをいたしました。</p> <p>結果につきましては、緑判定遊休農地が6筆、B判定荒廃農地が10筆と確認しております。該当地につきましては、別冊で配布しております報告第1号農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査について、議案第1号農地法第2条第1項の規定による農地判定について参考資料にそれぞれ現況写真及び位置詳細図を添付しておりますので合わせてご確認ください。</p> <p>本調査結果を基に、緑判定とした6筆につきましては所有者に対して利用意向調査を行い、これからの農地の活用方法について確認を行います。</p> <p>なお、今回の調査でBと判定された農地につきましては、議案第1号でご審議いただくこととなっております。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>何か、ご質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、報告第1号は報告済みといたします。</p> <p>日程第4、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

事務局

●報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので報告いたします。

(読み上げにより説明)

以上、報告第2号の説明を終わります。

議長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何か、ご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、報告第2号は報告済みといたします。

日程第5、議案第1号、農地法第2条第1項の規定による農地判定について、を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

●議案第1号 農地法第2条第1項の規定による農地判定について

議案第1号、農地法第2条第1項の規定による農地判定についてご説明いたします。

本件につきまして、農地法の運用について、における取扱を議案説明の前段で触れさせていただきます。

農地法の運用については、利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈している場合や周囲の状況からみてその土地を農地として復元しても継続して利用することができない等、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、調査後直ちに、農地に該当しない旨判断を行うこと、とあり、この規定に基づき利用状況調査の結果、調査を行った農業委員が非農地であると判断した農地について、農業委員会として最終的な判定を行うため提出するものです。

議案第1号別紙をご覧ください。

(読み上げにより説明)

農地、非農地の判定は、先ほどご説明しました農地法の運用について第3の1(3)ウに記載のとおり、農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査を実施し、その状況に応じて、農地法の運用について第4に沿って判断することとなっております。農地法の運用について第4の(4)では、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地と該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする、とあり、農地に該当しないものとして、(ア) その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合と、(イ) ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合とあります。

今回の現地調査の結果では、全ての該当農地について現況はいずれも長期間耕作されておらず原野化しており、農地に復元するための条件整備は困難であること、また面積や形状を鑑みて、整備を行って農地として復元させて利用することが今後見込めないことから、いずれも非農地とすることが適当であると事務局として判断し提案するものです。

	<p>以上で議案第1号の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局より説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ異議なしと認め、議案第1号は議案のとおり承認することといたします。 日程第6、議案第2号、現況証明願書について、を議題といたします。 本件について2件の申請がありましたので、はじめに番号1について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第2号 現況証明願書について 議案第2号、現況証明願書についてご説明いたします。 別紙の土地について、農地を農地以外の目的に供するため、現況証明願書の申請があったので、証明の可否について議決を求めるものです。 議案第2号別紙番号1をご覧ください。 (読み上げにより説明) 以上で、議案第2号番号1の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、比羅岡地区責任委員の行天委員より現地確認の状況について報告をお願いします。</p>
行天委員	<p>令和6年10月3日に実施しました現況確認の状況についてご報告いたします。 当該農地について、字■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、及び■■■■■■■■■■、3筆とも森林の様相を呈しておりました。この土地については以前にもう非農地として判断されており、非農地とすることは問題がないと考えます。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。 何か、ご質問はございませんか。 【なしの声あり】 質問等がなければ異議なしと認め、議案第2号番号1は議案のとおり承認することといたします。 次に番号2について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>番号2についてご説明いたします。 議案第2号別紙番号2をご覧ください。 (読み上げにより説明) 以上で、議案第2号番号2の説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、御園地区責任委員の小出委員より現地確認の状況について報告をお願いします。</p>
小出委員	<p>令和6年10月22日に実施しました現況確認の状況についてご報告いたします。</p>

当該農地について、字[ ]、[ ]、及び[ ]、3筆とも不耕作で原野化しておりました。以前すでに非農地として判断しており、非農地とすることは問題がないと考えます。

議長

これより質疑に入ります。  
何か、ご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ異議なしと認め、議案第2号番号2は議案のとおり承認することといたします。

議長

日程第7、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定により、議長を1番前田昌明委員に交代いたします。

議長  
(前田代理)

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明願います。

事務局

●議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。

農地を農地以外の目的に供するため、農地法第5条第1項の規定による申請書の提出があり、農業委員会の意見書を添えて許可権者である喜茂別町へ進達するため、案件の適否についてお諮りするものです。

議案第3号別紙をご参照ください。

(読み上げにより説明)

当該農地は、喜茂別町が定める農業振興地域整備計画の農用区域内にあり、転用は原則不許可とされております。しかしながら、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、農業振興地域整備計画の農用区域内であっても例外的に許可が認められるとされております。また申請のあった転用面積は[ ]平方メートルと30アール以下の転用であり、農地法第5条第3項に規定する北海道農業会議への意見聴取は不要ではありますが、北海道と北海道農業会議との間で30アール未満でも意見聴取を行うことが申し合わせにより定められているため、本総会で許可相当と議決された場合は意見聴取を行います。

意見聴取した結果、許可相当と回答を得た場合、本来であれば再度総会により許可、不許可の議決をしなければなりません。運用上北海道農業会議からの回答があった時点でその旨決定すると事前に取り決めをしておけば、再度の議決は不要であるとされております。

本件は、農地転用に係る各種基準に照らし合わせた結果、申請内容に問題はなく事業終了後はすみやかに現状復旧されることになっており、事務局としては許可相当が妥当ではないかと判断しているところです。

つきましては、北海道農業会議からの回答をもって、喜茂別町に対し許可、不許可相当と通知し、申請者である譲受人、譲渡人の両者に対しては、喜茂別町から許可、不許可の通知をする取扱としたいと考えております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。  
何か、ご質問はございませんか。  
【挙手あり】  
7番、越後委員。

越後委員

場所が昨年の位置の道路向かいになっていて、近くに携帯電話のアンテナなどがあると思うんですけど、そのあたりの支障はないんですか。

事務局

昨年来、付近の木や電線など含め事故は絶対に起こさないようにということは事業者へ徹底して伝えてあります。今回場所が変わった理由につきましては、昨年度は向かいの細長い土地でありましたが、国道沿いで離発着のときに雪が舞い上がる現象があったことから、道路から離れたところということで選定したと聞いております。付近の農地以外の使用について提案しましたが、今回の場所が適地ということで申請があったものです。

越後委員

昨年のところより今回の方が一段高いところで危険な感じが少ないので条件的には良いかと思っています。くれぐれも事故の無いよう留意いただきたいと思います。今年の春先にゴミなども無く使用されたということによかったですか。

事務局

事故があったとか使用後の不備があったということは聞いておりませんので、適切に使用されたという認識であります。

議 長

しばらく休憩します。  
議事を再開します。  
ほかにありませんか。  
【質問がない場合】  
質問等がなければ異議なしと認め、議案第3号は議案のとおり承認することといたします。  
ここで、退席された委員は着席願います。  
退席された委員に報告します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見については承認されました。  
それでは、議長を交代いたします。

議 長  
(内尾会長)

日程第8、議案第4号、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）における目標地区の素案の決定について、を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局

●議案第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）における目標地区の素案の決定について  
議案第4号、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）における目標地区の素案の決定についてご説明いたします。

令和7年3月末までに喜茂別町が作成する地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画において、10年後における地域の農地の在り方について示した目標地図を定める必要がございます。その基となる目標地図の素案を農業委員会が作成することとされていることから、その決定可否をお諮りするものです。

喜茂別町では、西部地区、伏見地区、鈴川地区、双葉地区の4つの計画の作成を予定しております。計画策定に先立ちまして、町内在住の農業者を中心にアンケート調査を実施し、今後の農地の取扱についての意向調査を実施したことに加え、今年1月から2月にかけて協議の場を設置し、地域の皆様の声を聴かせていただいた経緯がございます。また、日頃より農地の最適化活動として農業委員の皆様が取り組まれております意向確認によって得られた情報も地図作成の参考とさせていただいております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

議事を再開します。

これより質疑に入ります。

何か、ご質問はございませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ異議なしと認め、議案第4号については議案のとおり承認することといたします。

これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第7回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後6時50分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものであるが、内容に正確であることを証する。

令和6年第7回喜茂別町農業委員会総会

令和 6年10月29日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 齊 藤 信 一 (印)

会議録署名委員 鷹 羽 欣 司 (印)